

退職金づくりは 中退共・特退金で

市では、中小企業の従業員の福祉増進および雇用の安定、そして中小企業の振興に寄与するために、以下の共済制度に新規に加入した事業所に対し、当初の1年間の掛金の10%（中退共）、20%（特退金）を助成しています。是非ご利用ください。

特色

- ①退職金制度を持つことが困難な中小企業でも、大企業並みの退職金を支払うことができます
- ②毎月定額の掛金で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます
- ③掛金は税法上損金または必要経費として全額非課税となります
- ④従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます

制度	問合せ
中小企業退職金共済制度	勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 名古屋相談コーナー ☎052(856)8151
特定退職金共済制度	商工会議所 ☎(41)1100

問合せ 商工課労政観光係

皆様のご意見を募集します

パブリックコメント

全区域汚水適正処理構想の見直し

トイレ、風呂などで利用して汚れた水は、下水道などの汚水処理施設によって、きれいにしてから川や海に流す必要があります。

市では、汚水を処理するための施設をより効率的に整備するために汚水適正処理構想の素案をまとめました。皆さんに公表し、広く意見を募集します。

素案は、皆さんの意見を伺ったのちに県へ提出し、市町村の構想を県で取りまとめて、全区域汚水適正処理構想として、公表されます。

閲覧場所 市役所1階行政情報コーナー、下水道課、南部・東部市民プラザ、各公民館（西端を除く）、農業者コミュニティセンター、市ホームページ

意見の提出 10月14日(水)～11月13日(金)（必着）に①住所②氏名または団体名③電話番号を記入し、持参または郵送、FAX、Eメールで下水道課公共下水道係（〒447-8601 住所不要、FAX 46-9456、gesuika@city.hekinan.lg.jp）

※提出された意見は、市ホームページなどで個人情報を除き公表します。なお、個別には回答しません。

障害のある人の権利を守りましょう

「障害者虐待防止法」をご存知ですか

障害者虐待防止法とは、虐待によって障害者の権利などがおびやかされることを防ぐ法律です。障害者虐待を受けたと思われる障害者を見た人は、速やかに市や県に通報しなければならないという義務を定めています。

障害者虐待は、虐待する側の家族などにも支援が必要な場合もあります。問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが大切です。

「気になるな…」 「ちょっと心配」と感じたら、市障害者虐待防止センターにご連絡ください。通報や届出をした人の情報は守ります。また、支援に関する相談も受け付けています。

障害者の虐待をなくすために、皆様のご協力をお願いします。

障害者虐待防止法の対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）やそのほか心身の障害により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人です。

障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- ・養護者（家族や親族）による虐待
- ・障害者福祉施設従事者などによる虐待
- ・使用者（障害者を雇っている事業主など）による虐待

これらは虐待です

【身体的虐待】

暴行を加えたり、正当な理由なく身体を拘束すること

【放棄・放任】

食事や入浴、排せつなどの世話をしないこと

【心理的虐待】

著しい暴言、拒絶的な対応、差別的な言動など

【性的虐待】

わいせつな行為をしたり、させることなど

【経済的虐待】

本人の同意なしに年金や賃金を使うことなど

連絡先

市障害者虐待防止センター **平日**（8時30分～17時15分）☎(41)3377、FAX(48)2940

社会福祉協議会 **休日・夜間**（17時15分～8時30分）☎090(3833)4701